

県営住宅の
'おたより'

NEW らいふ みんなで協力 明るい生活

発行所
茨城県県営住宅指定管理者
一般財団法人
茨城県住宅管理センター
〒310-0062
茨城県水戸市大町3-4-36
TEL 029(226)3355



筑波分室が移転します

県南県西地区の修繕業務を担当しております筑波分室が、平成22年10月1日(金)より、竹園から吾妻へ移転します。バスやつくばエクスプレスからの利便性が良くなります。お車でお越しの方は南2(新立体)駐車場をご利用下さい。

【移転先】

住所 〒305-0031 つくば市吾妻1-10-1つくばセンタービル2階
電話 029-853-1370 FAX 029-879-7701
業務時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで



くわしくは...

一般財団法人茨城県住宅管理センターホームページ ⇒ <http://www.ijkc.jp>

☆☆☆ 県営住宅に入居中の方への情報もあります。お気軽にアクセスして下さい。 ☆☆☆
各種申請、届出について ・ 退去予定の方へ ・ お問い合わせ など

自治会活動に参加しましょう！



■自治会ってなに？

自分の住んでいる地域は自分たちの力で住みやすくしていこうと、住民自らが主体となり様々な問題に取り組むために、自主的に組織された任意団体です。近隣自治会と協力し、地域全体のコミュニティ作りに努めましょう。

■みんな入らなければいけないの？

自治会に入ることは強制できませんが、「自分たちで住んでいる団地は、自分たちでよりよい環境をつくろう」という趣旨をご理解いただき、自治会活動にご協力いただきたいと思います。

■これからの団地は？

これからの団地づくりは、入居者の方々(自治会)と県、管理センターとの協力体制をしっかりとする事が大切です。役割分担をしながら、住みやすい環境にしたいと考えております。

■自治会にお願いすること

○団地内の清掃

定期的に清掃日を決めて行き、環境美化にご協力ください。



○ゴミ置き場の管理

誰もがきれいに気持ちよくゴミを捨てられるように、ゴミの分別収集の徹底とゴミ置き場の清掃をお願いします。また、資源ゴミの回収に努め、資源のリサイクルに協力しましょう。

○共用水道や外灯・階段灯等の管理と使用料の徴収

共用水道や外灯・階段灯等の使用料や電球交換費用は、入居者の方々の負担となります。入居者全員がその費用を按分して負担しなければなりません。なお、灯具の故障の場合は管理センターへご連絡ください。

○違法駐車 of 追放

違法駐車は、緊急車両の通行の妨げとなるだけでなく、道路の見通しを悪くして、歩行者、特に子供や高齢者の交通事故の原因となり、大変危険です。違法駐車 of 追放には入居者一人一人のご協力が必要です。

○モラル低下による苦情について (子供の責任は親の責任です)

最近、子供達のイタズラや遊び方に対する苦情が増えています。団地施設の汚損や破損について、親の監督責任を問わざるを得ない場合には今後厳しく対処していきます。

収入申告(報告)書の提出はお済みですか？

県営住宅の家賃は、皆様から提出された収入申告(報告)書に基づき、その世帯の収入に応じて決められています。

今年度の収入申告(報告)書の提出期限はすでに過ぎていますので、まだ提出していない方は、大至急提出してください。

収入申告報告書を提出しない場合には、その住宅の最も高い額(※近傍同種家賃)で、家賃が決定されますので了承ください。

※近傍同種家賃とは近隣の民間住宅と同程度の家賃

なお、提出する書類等については収入申告報告書を配布したときに同封した「平成22年度の収入申告について」を参考にするか、下記問い合わせ先に直接ご連絡下さい。

収入申告(報告)書の問い合わせ先

一般財団法人茨城県住宅管理センター 業務課
電話029(226)3603 FAX029(227)0368
業務課 担当: 斉藤・鎌田



動物の飼育は絶対に禁止です



県営住宅では動物の飼育は禁止されていますが、ペットに関するトラブルが絶えません。鳴き声や臭い、抜け毛、車にキズをつけられた等様々な苦情が寄せられています。周りの方々に大変な迷惑を掛けていますので、絶対に飼育しないで下さい。

一匹の猫が一生で何匹出産するかご存知ですか？年に3回、1回に10匹も出産する猫もいます。平均すると80匹ともいわれています。「かわいそうだから・・・」と外でエサを与える行為は、その地域に野良猫、野良犬を増やしてしまい、かわいそうな動物を増やす結果となってしまいます。

きちんと飼育できる方に譲渡し、共同生活のルールを守って下さい。

災害に備えましょう

1923年(大正12年)9月1日は、関東大震災があった日であり、また、この時期は台風の発生も多いことから、この日は「防災の日」と定められました。大震災の教訓を忘れないこと、台風への心構えの意味も含まれた「防災の日」、この機会に防災の備えと点検をしましょう。

◇非常用品 ⇒ 非常用持ち出し袋(懐中電灯、非常食、水、ラジオ、常備薬など一人で持ち出せる最低限の物)を用意します。後から持ち出せる水、インスタント食品や生活用品をストックしておくで安心です。中身の点検や交換もお忘れなく。割れたガラスで避難できない場合に備え、寝室に履物を用意しましょう。

◇避難場所 ⇒ 学校などの広域避難場所と経路の確認をしておきましょう。

◇室内点検 ⇒ 不安定な家具を固定したり、倒れる向きを考慮して配置しましょう。ガラスに飛散防止フィルムを貼るとガラスの破片が飛散せず避難しやすくなります。

◇屋外点検 ⇒ 階段、通路、ベランダの隔て板の近くに物があると避難の妨げになります。ベランダの排水口にゴミや落ち葉が詰まっていると、階下への漏水事故になりかねません。台風シーズン前に必ず点検しておきましょう。

